

姫路市公告第 309号
令和 7年 6月18日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の実施について

令和8年3月導入 地域公共ネットワーク機器賃貸借について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和8年3月導入 地域公共ネットワーク機器賃貸借
- (2) 概要
地域公共ネットワークシステムにおいて使用するネットワーク機器等の調達を行うもの。
- (3) 入札日
令和7年（2025年） 7月 7日（月）
- (4) 納入期限
令和7年（2025年） 8月 8日（金）
- (5) 納入場所
本市の指定する事業者の事務所内
- (6) 担当課
姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室 （電話：079-221-2174）

2 入札に参加できる者

次の条件を全て満たす業者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない法人
- (2) 公告の日の時点で姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月2

5日制定)に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。)がなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 姫路市税を課されている者にあつては、市税に滞納がない者(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に市税の滞納がない者)
- (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
- (6) 競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。)第5項の規定により業者登録名簿(以下「業者登録名簿」という。)に登録された者で、かつ、姫路市契約事務取扱要綱(昭和62年6月20日制定)第5条に規定する登録業種「リース、レンタル」の詳細業種「事務・OA機器」に登録している者
- (7) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定)第3条各号のいずれにも該当しない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和7年7月1日(火)(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)の間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札参加申込方法

デジタル戦略室に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書を記入し持参すること又は電子メールを送付した上で原本を郵送でデジタル戦略室まで送付すること。入札参加申込書は市ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/networkswitch.html>)よりダウンロードすること。

(3) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式に記入し、令和7年7月2日(水)正午までに電子メールで提出すること。質問に対する回答については、ホームページにて令和7年7月3日(木)に行う。

(4) 入札参加申込みに当たっての注意

ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。

イ 入札後において、入札参加資格がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札者である場合は、次点を繰り上げる。

ウ 詳細な注意事項、場所等については、参加申込時に説明書を交付するので、そちらを参照すること。

4 落札候補者

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。この場合において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

5 入札参加資格審査及び落札者の決定

- (1) 落札候補者は、第2項に掲げる入札に参加する資格に関する審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けるものとする。入札参加資格審査を実施するに当たり、落札候補者から提出が必要と認める書類がある場合には、当該書類の詳細、提出期限及び提出場所について、別に通知するものとする。
- (2) 落札候補者が、前号の書類を提出期限までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、第2項に掲げる入札に参加する資格（以下「参加資格」という。）を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。この場合において、当該者について指名停止を行うことがある。
- (3) 落札候補者について入札参加資格審査を行い、参加資格を有していると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としなかったことがある。また、入札参加資格審査の結果、落札候補者が参加資格を有していないと認められた場合は、その者のした入札は、無効とする。
- (4) 前2号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位から順次入札参加資格審査を行い、落札者が決定するまで入札参加資格審査を行うものとする。
- (5) 前3号の規定により落札者としなかった落札候補者には、理由を付してその結果の通知をするものとする。当該通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (6) 入札参加資格審査の経過に対する問合せには、応じない。

6 入札の無効について

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札
- (6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第5条の規定を適用する。なお、第5条第1項第2号の規定に該当する者はこれを免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

8 その他

- (1) 使用する言語・通貨について
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 業者登録申請の受付について
特定政令第2条第2項に規定する欧州連合等の供給者で当該入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請日までに告示第408号第4項ただし書に定める業者登録申請を行い、入札日の前日までに業者登録名簿に登録されなければならない。
- (3) 本案件は、電子契約を活用した契約締結が可能である。電子契約を希望する場合、入札時に電子契約利用申請書を持参し、落札決定後に提出すること。電子契約利用申請書、操作マニュアル等は、市ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000029779.html>）からダウンロードすること。電子契約を希望しない場合（従来の紙契約書による契約締結）、電子契約利用申請書の提出は不要である。